



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 井口 奈緒子

(兵庫県弁護士会所属)



LEGAL COMPASS

第141回 フリー素材は、本当の意味でフリーなのか～著作権～

1 「フリー素材」とその誤認

皆さん、「フリー素材」と聞いて、何を思い浮かべるでしょうか。フリー（free）の文字通り、「無料」で「自由」に使えるイラストや画像などの素材のことを想像されたのではないかと思います。

インターネット上の検索エンジンに、「無料イラスト」「フリー画像」などと入力し、探したいイラストや画像などの素材を検索すると、非常に多数の素材の検索結果が出ます。しかし、これらはすべて「無料」で「自由」に利用できるのでしょうか。

実際に上記の方法でイラストを検索し、そのイラストをホームページ等に掲載したことにより、イラストの著作権者側から無断利用（=著作権者の利用許諾を得ずに利用すること）である旨を指摘される事例は少なくありません。今年、全国の小・中学校では、損害賠償金として数十万円（複数の学校だよりで利用していたケースでは約54万円）を支払う結果となった事例が相次いで発生しています。いずれの学校の事例も、「無料」「フリー」での検索結果から、担当者が無料で自由に使えると誤認したことが原因です。

2 利用規約等の確認を

どこまで「無料」で「自由」に利用できるかは、イラスト等の素材の発信源、著作権者、利用規約を確認する必要があります。「フリー素材」の検索結果で出た素材をそのまま利用しないことが鉄則です。

利用規約がある場合は、その規約に従った範囲で利用することが可能となりますし、他方で、利用規約がない場合は、著作権者に問い合わせて、利用許諾を得る必要があります。場合によっては、利用態様・期間等に応じて、利用料金が発生することもあります。

実は、無料イラストで有名な「いらすとや」も、常に無料で自由に利用できるわけではないことには注意が必要です。利用される際は、ホームページ上の利用規約を改めてご確認ください。

3 「自由」に加工等はできない

仮に、「無料」で利用できる範囲内であることが確認できた場合でも、「自由」に修正、変更、加工等ができるとは限りません。フリー素材といえども、著作者等が著作権を放棄している事例は少なく、著作権のうちの翻案権（著作権法第27条）や、著作者のみに帰属する著作者人格権である同一性保持権（同法第20条第1項）との関係で、素材の加工等をして利用することが当然にはできないことに注意が必要です。

イラストレーター等に素材の作成を依頼した場合には、著作権譲渡契約書を締結することが望ましいといえます。その上で、以下3点を規定しておくことで、素材の加工等をして利用することも可能になります。

- ①「本件著作物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）（以下「本件著作権」という。）を【著作権の譲受人】に譲渡する。」
- ②「【著作者】は、本件著作権が【著作者】に帰属するものであり、第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。」
- ③「本件著作物について、【著作者】は著作者人格権を行使しない。」

4 最後に

以上のとおり、「フリー素材」は常に本当の意味でのフリーとはいえない。

そして、1で述べたような無断利用による著作権侵害の事案は、各企業でも十分起こりうることです。このような事案が発生すると、企業の評判や信用にも深く関わります。レビュー・ションリスクや損害賠償のリスクを回避するためには、社内研修等により、組織全体で著作権の知識と認識を深めるとともに、イラスト等の素材の発信源、その著作権者、利用規約の確認を徹底し、正しく利用することが求められます。